

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の11及び第115条の20、並びに介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第131条の14及び第140条の31の規定により、指定地域密着型(介護予防)サービス事業者の届出については、次のとおり告示する。

令和7年12月4日

飯塚市長 武井政一

記

1 事業者の名称	福岡クリエーション開発有限会社
2 事業所の名称	愛家 小規模多機能施設
3 事業所の所在地	福岡県飯塚市潤野946番地1
4 廃止年月日	令和7年11月30日
5 サービスの種類	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護